

事務局補足資料

不服審査型の行政審判について

電波監理審議会

電波法の目的は電波の公正且つ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することであるが、電波法施行の責任者である郵政大臣が電波に関する行政を行うに当たって、国民の権利義務に直接影響する重大な問題については、単独で決定せずに、いわゆる有識者の意見を採り入れて決定することは、電波の公正且つ能率的な利用の確保に一層効果的であることは論をまたない。このような見地から、電波監理審議会という附属機関が、郵政省に置かれることになったものと思われる。...

(川島隆雄・伊藤貞雄「改正 解説電波法」)

公害等調整委員会

公害等調整委員会が所掌している不服の裁定制度は、現在、土地利用に係る 13 の法律に基づく一定の行政処分を対象としている。この制度は、鉱業、採石業又は砂利採取業と他産業又は一般公益とのいずれかの利益に係る行政処分に対する公害等調整委員会の裁定を通じて、鉱業等に係る土地利用に関し、「現実の利益衝突」が起きる前に、公益的な観点から、事前にいわば、行政的、政策的な総合調整を図ろうとする制度である。

したがって、違法な行政処分による個別の国民の権利利益の侵害から、個別の国民を救済し、防護する一般の行政不服申立制度とは、その趣旨・目的を異にする制度であり、行政不服申立に関する一般法である行政不服審査法の適用が排除されている。また、その処理手続面を見ても、第三者機関による合議体による手続であること、口頭審理、直接審理であること等の点において行政不服審査法と大きく相違している。

(公害等調整委員会事務局編「公害等調整委員会 20 年史」)

特許庁

特許審判は、特許庁長官からかなりの程度独立した行政委員会類似の機関たる審判官合議体が職権の行使の独立性を保障されるとともに準司法的手続によって行う審判作用である。

特許要件の審査の争訟につき、なぜこのような準司法的手続たる...「審判」制度が取られたのであろうか。準司法的手続構造をもつゆえんは、審決の政治的中立を確保し、適正な専門技術的な立場からの判断を維持するにある。その結果、この制度があることによって、裁判所の負担軽減となっている。法はさらに審判手続によって生成される審決の機能を重視し、審決を第一審の判決と同様視して、いわゆる一審省略の上、しかも専属管轄の制度をとって東京高等裁判所を審決等に対する訴えの第一審裁判所とした。...

特許審判はこのように公正を旨とする慎重な手続によって行われ、紛争解決を主たる目的とする行政争訟であり、準司法的手続であるが、いうまでもなくそれだからといって、審判手続が行政手続でなくなるわけではない。

(中山信弘編著「注解特許法 下巻」)

海難審判庁

海難審判は法第一条に明文をもって示される通り、審判によって海難の原因を明らかにし、もってその発生の防止に寄与することを目的としており、海難審判法がその審判を行政機関に担当させているのは、海難審判によって究明される事故の原因を将来の事故防止に役立てようとする行政意思によるものである。...

...およそ、行政には迅速性が要求されるのであるが、海難審判があえて行政の迅速性を犠牲にして審判方式を採用したのは、海難事故の偶発性、海象気象の自然力の影響、運行、機関技術の専門性、物的証拠集取の困難性等事故原因の究明が困難であるので、審判によって事故原因の究明を慎重に行って審判のもつ社会的信頼性を優先させたものといわれている。

(今西保彦「海難審判の実務」)

国税不服審判所

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う専門の機関であり、その裁決は、賦課徴収に当たる処分庁から独立した立場で行われるものである。

なお、組織上は国税庁の特別の機関となっているが、これを機能面から見ると、国税庁長官の持つ権限のうちから、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離し、その裁決権を国税不服審判所長に与え、執行権を行使する機関から独立した第三者的な立場をとる機関であるといえる。

また、国税不服審判諸制度の目的は、審査請求人の権利利益の救済を図るとともに、併せて税務行政の適正な運営の確保に資することにある。…

…国税に関する法律に基づく処分についての不服申立は、異議申立を第一審(*)とし、国税不服審判長に対する審査請求を第二審とする二審的構造を採っており、この二審的構造を取った理由は次の二つである。

国税の賦課、徴収に係る処分は大量かつ回帰的に発生するので、不服申立ても多数発生することが予想されることから、まず処分庁自体に対する不服申立てによって処分庁に再審理、再考慮の機会を与え、その結果になお不服がある場合に審査裁決庁の判断を受けさせることとし、ある程度審査裁決庁の負担を軽減することにより、簡易、迅速な救済を図る。

国税に係る不服申立の大部分が賦課処分に関するものであり、かつ、処分の基礎となる事実の認定を争うものであることから、事案を熟知し事実関係の究明に便宜な地位にある処分庁たる税務署長等に異議申立をすることは、審理の迅速、適正の面から望ましく、不服申立人の便宜にも適する。

(国税不服審判所編「国税不服審判所の30年」)

* 青色申告書に係る更正処分及び国税局長がした処分等については、国税不服審判所長に対して直接審査請求をすることができる。

中央労働委員会

労働組合法は、憲法第 28 条に定めるいわゆる労働三権...を具体的に保障することを使命としており、...労働組合の正当な行為についての刑事上及び民事上の免責、労働協約の締結等の権利について規定するほか、労働組合の自由な結成及び活動に対する使用者の妨害や干渉を排除することにより、労働者の団結権の実現を擁護するため、不当労働行為審査制度を設けています。

すなわち、不当労働行為審査制度は、使用者による不当労働行為が行われた場合に、労働委員会が、これを是正する救済命令等を発し、その迅速な救済を図ることにより、労働者の団結権等を擁護するとともに、長期的に安定した労使関係を維持、確保するための制度です。

(厚生労働省労政担当参事官室監修「改正 労働組合法の解説」)

過去3年度における審判件数

	平成14年度			平成15年度			平成16年度			
	繰越	新規	係属件数 (終結件数)	繰越	新規	係属件数 (終結件数)	繰越	新規	係属件数 (終結件数)	
電波監理審議会	1	0	1(0)	1	0	1(0)	1	3	2(2)	
公害等調整委員会	6	4	5(5)	5	8	9(4)	9	3	9(3)	
特許庁*	拒絶査定不服審判	-	25,247	-	25,277	-	-	26,712	-	
	無効審判	-	559	-	540	-	-	623	-	
	訂正審判	-	274	-	283	-	-	294	-	
	取消審判	-	1,500	-	1,745	-	-	1,644	-	
海難審判庁*	地方海難審判	-	- (834)	-	-	- (715)	-	-	- (760)	
	高等海難審判	-	- (24)	-	-	- (21)	-	-	- (26)	
国税不服審判所**	-	2,823	- (3,403)	-	3,447	- (3,721)	-	3,087	- (3,382)	
労働委員会	全労委	881	394	856 (419)	856	363	823 (396)	823	311	759 (375)
	中労委	279	66	262 (83)	262	65	270 (57)	270	83	281 (72)
公正取引委員会	61	30	83 (8)	83	77	140 (20)	140	32	130 (42)	

* 暦年統計による

** 国税通則法に基づくものの他に行政不服審査法に基づく審査請求を含む

我が国における主な審判手続の概要

		不服審査型						
		公正取引委員会	電波監理審議会	公害等調整委員会	特許庁	高等海難審判庁	国税不服審判所	中央労働委員会
		排除措置命令、課徴金納付命令の不服申立て	免許の取消し等の不服申立て	鉱物の採掘等に関する許認可の不服申立て	特許拒絶査定不服申立て	地方海難審判庁審判官の裁決の不服申立て	国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て	不当労働行為の救済
根拠法		独占禁止法	電波法	土地利用調整手続法	特許法	海難審判法	国税通則法	労働組合法
原処分庁		公正取引委員会	総務大臣	経済産業局長/ 都道府県知事	審査官	地方海難審判庁審判官	税務署長/国税局長	都道府県労働委員会による救済命令
行政審判	開始請求の主体	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者/理事官	被処分者	使用者/労働者/労働組合
	審理担当官	委員会/審判官	審議会/審理官	裁定委員会	審判官	審判官	審判官	委員会
	裁決者	公正取引委員会	大臣	裁定委員会	審判官	審判官	国税不服審判所長	委員会
取消訴訟	審級省略	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし
	実質的証拠法則	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし

		事前審査型	
		金融庁	地方海難審判庁
		課徴金納付命令の事前審査	海技士等への懲戒処分の事前審査
根拠法		証券取引法	海難審判法
原処分庁			
行政審判	開始請求の主体	内閣総理大臣	理事官
	審理担当官	審判官	審判官
	裁決者	内閣総理大臣	審判官
取消訴訟	審級省略	なし	(高等海難審判庁への不服申立て)
	実質的証拠法則	なし	

地方裁判所

